

## 諏訪広域公立大学事務組合 例規の概要について

茅野市役所企画総務部大学準備室

### 第 1 類 総規

第 1 類では、組合同規約や公告式等に関する例規を定める。

- ・組合の公告式については、諏訪地域 6 市町村の掲示場を使用し、条例等の公布を行う。

### 第 2 類 議会・監査

第 2 類では、組合の議会及び監査に関する例規を定める。

- ・組合の議会について、議会の定例会は、10 月と 3 月の年 2 回招集する。
- ・組合の監査について、監査の方法等は、事務所の所在する茅野市の監査委員条例を準用する。

### 第 3 類 組織・処務

第 3 類では、組合の組織の運営に関する例規を定める。

- ・組合の組織として事務局（庶務係・大学係の 2 係）を設置し、事務を行っていく。
- ・行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務については、諏訪広域連合へ委託する。
- ・組合の事務に関して、専決及び代決規程、組合長の職務代理者の指定に関する規則及び公印規程を定め、組合の事務処理を行っていく。
- ・専決及び代決規程における副組合長の専決事項は、茅野市副市長が行う。
- ・組合長の職務代理者の順位は、第 1 位を茅野市副市長、第 2 位以下を茅野市副市長を除く副組合長のうち代理順位の上位の者（当選回数 of 多少、同じ場合は年齢の多少とする。）とする。

### 第 4 類 人事

第 4 類では、組合の職員の人事や服務に関する例規を定める。

- ・組合の公平委員会については、茅野市や事務所を茅野市に置く他の組合と共同設置する。
- ・組合の職員の分限や懲戒については、事務所の所在する茅野市の例規を準用する。
- ・組合の職員の服務については、事務所の所在する茅野市の例規を準用する。

## 第5類 給与

第5類では、特別職及び一般職の職員の給与等に関する例規を定める。

- ・組合の特別職の報酬については条例で定め、旅費及び費用弁償については事務所の所在する茅野市の例規を準用する。
- ・組合の一般職の給与及び旅費については、事務所の所在する茅野市の例規を準用する。

## 第6類 財務

第6類では、組合の財務に関する例規を定める。

- ・組合の財政状況の公表、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分については、事務所の所在する茅野市の例規を準用する。

## 第7類 業務

(※ 組合設立後、内容の検討を行っていく予定)

第7類では、公立大学法人に関する例規を定める。

- ・法人評価委員会条例、法人に係る重要な財産を定める条例、運営費交付金交付規則、法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則等を制定していく。